

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

商号名称 : 光南建設株式会社  
代表者氏名 : 津波 克守  
所在地 : 沖縄県宜野湾市宜野湾三丁目2番16号

### 2 指名停止措置期間 :

令和8年6月12日 ~ 令和8年7月11日 (1箇月)

### 3 指名停止措置の範囲 : 南風原町が発注する全ての工事 (下請けを含む)

### 4 事実の概要

令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していた。そして、その結果をもって、公共工事の発注者である沖縄県に対し、入札参加資格申請を行った。このことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日、沖縄県知事から営業停止処分を受けた。

上記に加え、光南建設株式会社については、営業所技術者が常勤せず、建設業法第7条第2号に掲げる基準を満たさなくなったにもかかわらず、事実発生日から2週間以内に必要な届出を行わなかったとして、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分も併せて受けた。

### 5 指名停止措置理由

本件については、「南風原町建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領」第2条(別表第2第10号)に該当する。

(抜粋)

「南風原町建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領」別表第2第10号

措置要件	期間
<p>(建設業法違反行為) 10 県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>